

担当課：総務事務厚生課  
内線：2523  
直通：092-643-3092  
担当：國崎、砂本

## 指名停止措置状況書

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置物品業者：

①住所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地  
商号又は名称 三井住友海上火災保険株式会社

②住所 東京都新宿区西新宿1-26-1  
商号又は名称 損害保険ジャパン株式会社

③住所 東京都千代田区大手町2-6-4  
商号又は名称 東京海上日動火災保険株式会社

## 2 指名停止の期間：

令和6年12月3日から令和7年3月2日まで（3箇月間）

※①～③課徴金減免制度適用対象

## 3 事実概要：

公正取引委員会は、損害保険会社らに対し、令和6年10月31日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、当該損害保険会社らが複数の保険契約において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

## 4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に定める措置要件に該当する。

## 【指名停止等措置要綱 別表その2第6号該当】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内